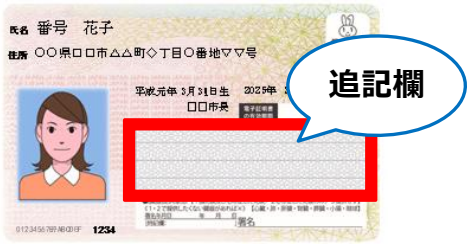
3. 引っ越しや結婚などにより住所・氏名などに変更があったとき

市役所または出張所の窓口で、住所変更の手続きや婚姻届等の提出により氏名が変わる手続きを行う際は、あわせてマイナンバーカードの住所、氏名を書き換える手続きを行いますので、『**マイナンバーカード**』と『**マイナンバーカードの暗証番号を控えたもの**』を持参してください。手続き内容は、下記のとおりです。
※暗証番号がお分かりであれば、同一世帯員であるご家族のマイナンバーカードもあわせてお手続きいただけますので、全員分のマイナンバーカードをご持参ください。



手続き内容

☑ マイナンバーカードの追記欄（青い部分）に新しい住所や氏名などを記載します



- 新しい住所・氏名等を記載し、追記欄がいっぱいになった場合は、マイナンバーカードの再申請を行ってください。お持ちのマイナンバーカードと引き替えで、新しいカードを無料で交付します。
- 追記欄がいっぱいで、新しい住所・氏名等の記載ができないときは、特急発行制度を利用してマイナンバーカードを再発行できます。（２０ページ参照）

☑ マイナンバーカードの IC チップ内にある住所や氏名などの情報を書き換えします

- 住所や氏名の書き換えを行うために、**マイナンバーカードの４桁の暗証番号（住民基本台帳用）**を入力いただきます。
- 同一世帯員であるご家族の４桁の暗証番号（住民基本台帳用）がわからない場合は、当日中の手続きが完了しません。

☑ 署名用電子証明書を発行します

※15 歳未満・成年被後見人は不要

- 署名用電子証明書（英数字混在の６～16 桁の暗証番号）には、住所や氏名などの情報が記載されているため、住所や氏名などに変更があると失効します。継続してご利用いただくために、窓口で署名用電子証明書の暗証番号を入力いただきます。
- 本人が来庁しておらず、同一世帯員であるご家族の署名用電子証明書を発行する場合は、『**委任状兼暗証番号設定依頼書**』の持参が必要です。
 様式は市ホームページからダウンロードできます。

←市ホームページへのアクセスはこちら

■豊中市以外の市区町村から豊中市に転入する場合、住み始めてから 14 日以内に届出してください。届出を出された日から**９０日以内**にマイナンバーカードの住所変更を行わなかった場合、カードは失効します。すみやかにマイナンバーカードの住所変更を行ってください。なお、住所変更を行わなかったことにより、マイナンバーカードが失効した場合の再発行手数料は有料です。

■代理人（同一世帯員以外）がマイナンバーカードの住所や氏名などの変更をする場合、郵送での照会を行うため、**２回来庁が必要**です。詳しくは窓口でおたずねください。

国外へ転出される場合



令和 6 年 5 月 27 日から、国外転出を予定している日本国籍の方は、マイナンバーカードの継続利用の手続きをすることで、国外転出後も継続してマイナンバーカードを利用できます。

国内での住所変更と同様に、国外転出の住所異動届を提出される際は、必ず『**マイナンバーカード**』と『**マイナンバーカードの暗証番号を控えたもの**』をご持参ください。

手続きについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。＞＞＞＞＞